

利根町障がい者プラン(利根町障害者計画・利根町第5期障害福祉計画・ 第1次障害児福祉計画)(案)に対するパブリックコメント実施要領

1 パブリックコメントを行う趣旨、目的及び背景

現在、当町では障がいの有無のよらず、誰もがニコニコと安心して暮らせる明るいまちづくりを進めるため、利根町障がい者プラン（利根町障害者計画・利根町第5期障害福祉計画・第1次障害児福祉計画）の策定を行っています。

策定に当たって、広く町民の皆さまから意見を収集するため、パブリックコメントを下記の通り実施いたします。

2 意見募集期間と閲覧期間

意見募集期間と閲覧期間は、共に平成30年2月13日(火)から平成30年3月14日(水)までの30日間とする。

3 意見書の提出期限

意見書の提出期限は、平成30年3月14日(水)午後5時15分必着とする。

4 提出先

提出先は、利根町役場福祉課とする。

5 修正案の閲覧場所

標記計画(案)の閲覧場所は、町公式ホームページ、利根町役場、利根町生涯学習センター、利根町図書館とする。

6 意見書を提出できる者

ア 町内に在住、在学又は在勤する者

イ 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人、その他の団体

ウ 町に対して納税義務を有する者

エ 前各号に掲げる者のほか、パブリックコメント手続きに係る事業に利害関係を有する者

7 提出方法

(1) 意見書(様式第1号)により、直接持参、郵送、ファックス、電子メールにより提出するものとし、電話や窓口における口頭での意見は、受け付けない。

(2) 様式には、意見書提出者の住所、氏名、電話番号を必須記載事項とし、漏れがある場合は認めない。

8 意見等の公表等

(1) 氏名等の個人情報を除き、意見書の内容と、これに対する町の考えを、町ホームページや利根町役場、利根町図書館、利根町生涯学習センターにおいて公表する。

(2) 同様の意見は、整理したうえで一つの意見とする。

- (3) 意見書に対して，個別回答はしない。
- (4) 意見書の提出がない場合は公表しない。

様式第1号（第6条関係）

利根町障がい者プラン(利根町障害者計画・利根町第5期障害福祉計画・
第1次障害児福祉計画)に対する意見書

【提出日】 年 月 日

住 所	
氏 名	
連 絡 先	【電 話】 【F A X】 【Eメール】

(法人その他の団体の場合は、所在地、名称及び代表者氏名を記入して下さい。)

ページ・該当箇所	ご 意 見 等

※ 提 出 方 法		【提出期限】
指定窓口への持参		3月14日（水） 17時15分必着 となります。
郵送		
ファクシミリ		
電子メール		

※提出方法の欄については、記入不要です。